



区分	要件	支援内容
奨励金	<p>・新設、増設、移転 次の要件に該当し、市長が企業立地奨励事業者として指定したもの</p> <p>①市内に事業所(事業の用に供するため、直接必要な人的施設。物的設備及び事業の継続性を備えた施設)を設置すること</p> <p>②市と公害防止協定を締結すること</p> <p>③投下固定資産総額1億円以上であること (増設の場合、5,000万円以上)</p> <p>※中小企業にあっては1,000万円以上 (増設の場合、500万円以上)</p> <p>用地取得後3年以内の操業は用地費を含めることができる</p> <p>④営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所(販売用及び賃貸用は含まない)</p> <p>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業及びこれに類する営業でないこと</p>	<p>【事業所設置奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から起算して3年間または5年間(選択制) ・投下固定資産に対し各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で奨励金として交付 <p>①3年間 100/100 ②5年間 60/100</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度に交付 ・交付される年度の4月1日において、過去1年以上雇用している常時雇用従業員 (操業開始に伴う新規雇用従業員で市内に住所を有する者に限る)について、5人を超える1人につき20万円(限度額2,000万円) ※中小企業にあっては、2人を超える1人につき20万円(限度額2,000万円)
融資	<p>【中小企業融資】</p> <p>①市内に引き続き1年以上住所(法人にあっては、事業所が存在を有していること)</p> <p>②同一事業を1年以上営んでいること</p> <p>③市税を滞納していないこと</p> <p>④市制度融資の残高がないこと</p> <p>⑤暴力団員等に該当しないこと</p> <p>⑥保証協会の信用保証を受けることができること</p>	<p>《融資限度額・融資期間》</p> <p>【運転資金・設備資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500万円・5年以内 <p>【店舗改造資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,500万円・7年以内 <p>○貸付利率の1/2を市が補助(上限1%)</p> <p>○信用保証料の全額を市が補助</p>